

# 処 分 基 準

平成 29 年 6 月 12 日作成

法 令 名 : 地方自治法
根 拠 条 項 : 第 238 条の 4 第 9 項
処 分 の 概 要 : 行政財産の使用許可の取消
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県知事
法 令 の 定 め : 静岡県財産規則第 46 条の 4 (現状回復)
処 分 基 準 : 公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は、許可の条件に違反する行為があると認められるとき。
問 合 せ 先 : 静岡県警察本部施設課管財係
備 考 :